

第73回記者懇談会

2011年1月31日

情報法制と企業のコンプライアンス に関する比較研究

関西大学 社会安全学部
高野 一彦

eメール: takano@kansai-u.ac.jp

Homepage: <http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~takano/index.html>

自己紹介 高野 一彦

〔現 職〕

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科 准教授・博士（法学）

〔略 歴〕

大手企業のコンプライアンス部門 全社統制マネージャー、
名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 教授 を経て現職。

〔社会貢献活動など〕

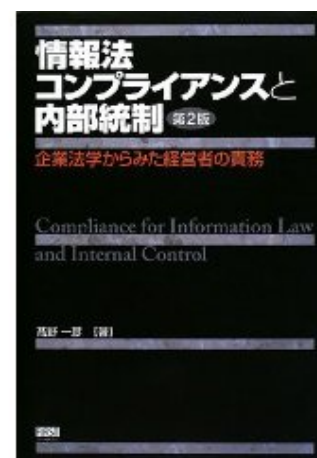
経済産業省 製品安全広報検討委員会 委員長、経営倫理実践研究センター フェロー、
堀部政男情報法研究会 理事、名古屋商科大学大学院 客員教授など

〔主要著書〕



堀部政男編著・共著
『プライバシー・個人情報
保護の新課題』（2010/4）

拙論「従業員の監視と
プライバシー保護」所収



高野一彦著
『情報法コンプライアンス
と内部統制 第2版』（2008/10）

日本リスクマネジメント学
会 優秀著作賞（2008年）

1. プライバシーに関する問題

ブリュッセルのデータ保護会議（2009年4月23日）において、
欧州委員会・司法安全総局のハナ・ペチャコバ女史の発言

「日本は、個人の私生活にかかわる個人データ及び基本権に
関して十分な保護を提供している国であるとは、EUによって
まだ考えられていない」



1. EUによる日本の評価は、どのような影響があるか？
2. ISO SR規格の制定をある意味主導したわが国は、
どのような社会システムを作れば「十分」なのか？



堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合」

堀部政男編著・高野他著『プライバシー・個人情報保護の新課題』商事法務、2010年、52頁。

プライバシー保護に関する国際的視点

1995年10月 個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令
(EUデータ保護指令)

指令25条1項： 第三国が「十分なレベルの保護」を確保している場合に限りデータ移転を行うことができる。



日本の個人情報保護法は「十分性」を満たしていないため、原則としてEUから日本への個人データの移転ができない。



日本企業の現状

- ・ 例外規定の活用 ①移転先と個別に契約、
 ②企業グループのルール承認を得る
- ・ 移転しない ⇒ EU域内で完結

国内におけるプライバシー保護の課題 1

共通番号制導入の検討

- | | |
|--------|-----------------------|
| ①2010年 | 国家戦略室「社会保障・税に関する番号制度」 |
| ②2011年 | 政府の基本方針「共通番号制度」導入 |


2015年1月に導入

共通番号制度導入の背景

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ①財政再建 | ⇒給付つき税額控除 + (消費税増税) = 個別所得の把握 |
| ②消えた年金問題 | ⇒社会保障番号による管理 |
| ③100歳以上高齢者行方不明問題 | ⇒住基情報と健康保険情報の互換 |

メリットとデメリット

- ・行政サービスの向上、納税の不公平感の解消
- ・管理社会（ビックブラザー）、プライバシー侵害リスクの増大
他人に成りすましによる被害

国内におけるプライバシー保護の課題 2

企業が求められる過剰な
管理

- ①重層的な法制度
法・ガイドライン・条例・
プライバシーマーク
- ②個人情報+利用目的の管理
のためのデータベース構築



企業は、膨大なコストと労力を
かけて情報管理体制を構築して
いるにもかかわらず、国際的な
評価が低い

現行の個人情報保護法による
保護では不十分

- ①行動ターゲティング広告



アクセスログなどを収集・
分析して最適な広告を表示
⇒個人特定情報でない
ため適用されない



- ②行政の情報インシデントのト多発



- ・消えた5000万件の年金記録問題
- ・100歳を超える高齢者の行方不明
- ・国際テロ情報、尖閣映像流出など



行政の稚拙な情報管理

2. 営業秘密の保護に関する問題

アメリカ 経済スパイ法 (Economic Espionage Act)

1996年に発効 ⇒ 諸外国の経済・軍事情報のスパイ活動により、
アメリカは毎年数百億ドルの損失



「経済スパイの脅威は、フランス、イスラエル、中国、ロシア・・・日本」

経済スパイ罪 (連邦法典18編 第1831条)

⇒ 外国政府等の利益のために行われる
トレード・シークレットの窃取などが対象

トレード・シークレット窃盗罪 (同、第1832条)

⇒ 企業等のトレード・シークレット不正取得が対象

U.S. v. Okamoto, Serizawa事件(2001)、U.S. v. Zhu, Kimbara事件 (2002)

日米の法の比較

	日本	アメリカ(経済スパイ罪)
法律名	不正競争防止法	Economic Espionage Act of 1996
定義	①秘密管理性 (客観的認識可能性、アクセス制限) ②有用性 ③非公知性	① 秘密性を保持する合理的な措置 ② 現実又は潜在的な経済的価値 ③ 非公知性
目的要件	不正の競争の目的  図利加害目的(2010改正)	図利加害目的
客体	客体は情報	客体は情報
刑事罰	個人:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(又はその両方) 法人:1億5千万円以下の罰金  個人: <u>10 年以下の懲役又は1000 万円</u> 以下の罰金 法人: <u>3 億円以下</u> の罰金	個人:15 年以下の禁固、50 万ドル以下の罰金、 企業:1000 万ドル以下の罰金 ※罰金額は、不正取得者の得た利益、又は被害者のこうむった損失額の2 倍以下の額
親告罪	親告罪	非親告罪

日米の法の違い

1. 有用性の違い

日本 ⇒ 生産・販売等の事業活動に役立つ情報であること
アメリカ ⇒ 「潜在的な経済価値」を積極的に認めている

2. 秘密管理性の違い

日本 ⇒ 客観的認識可能性、アクセス制限の要件 ⇒ **勝訴率30%弱**
アメリカ ⇒ 秘密としての合理的な管理

①認識可能性は「主観的要件」

・ ・ 「秘密性を規定した社内規程を読み、理解していた」、などの証拠をもとに、本人が認識していたとみなす

②アクセス制限は日本とほぼ同じ

・ ・ 「関係者以外立入禁止・情報の開示を禁止と規定、秘密保持契約」など

3. 親告罪・非親告罪

日本 ⇒ 私人（民間）が訴えを起こす必要がある
アメリカ ⇒ 法律の適用は検察の裁量に委ねられている

わが国のプライバシー保護に関する「社会システム」を どのように設計すべきか？

EUデータ保護指令との違い

	EUデータ保護指令	日本の個人情報保護法
適用の対象	個人、法人、公的機関等	5000件を超える個人データ を超える事業者
情報の種類	センシティブ情報の収集制限	情報の質による法律上の義 務の違いはない
開示請求等	出訴可能な権利 (right)	事業者の義務
第三国への移転	「十分なレベルの保護」でない 第三国への情報の移転を制限	なし
監視機関	独立した監視機関が官民双方を 監視	主務大臣が民間を監視 行政機関の監視機関はない

わが国のプライバシー保護に関する「社会システム」を どのように設計すべきか？

1. 新たなプライバシー保護法

- 本人の権利保護を目的としたプライバシー保護法の定立
- ⇒対象は官民双方、民間は個人・法人とも
- ⇒開示、訂正、削除などの出訴可能な請求権
- ⇒不正取得者への刑事罰（イギリスの98年データ保護法）

2. 独立監視機関の設立

- 官民双方のプライバシー保護を監視する独立監視機関
- ⇒個々の事案の統一的な判断、国際間の協調

3. 個人情報窃盗罪の新設

- 企業などの保有者から個人情報を窃取した者への刑事罰
- ⇒イギリスの98年データ保護法55条を参考として



欧州委員会（29条作業部会）への十分性評価の申請と認定へ

ご清聴ありがとうございました。